平成２４年（フ）第１６５号
北海道北広島市大曲中央１丁目１番地８　ＮＫビル201号
債務者　柴野　香織
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３０号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目14番25―105号
債務者　鍋谷　隆一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５０号
札幌市北区太平11条４丁目９番３―303号
債務者　畑中　正宏
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５６号
札幌市白石区本通４丁目北５番30号　松下ハイツ306号
債務者　齋藤ツナ子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８７号
札幌市豊平区豊平８条９丁目３番15―601号
債務者　中川原順子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１８号
札幌市白石区平和通９丁目北12番22号　アーバン下川102号
債務者　小西　恵理
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２７号
札幌市北区麻生町１丁目８番20―408号
債務者　菱沼　聡
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３５号
札幌市厚別区厚別中央５条５丁目３番10―406号
債務者　上原　美子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５８号
札幌市西区八軒５条西11丁目１番23―407号
債務者　川崎　優介
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６４号
札幌市西区発寒６条14丁目１番30―101号
債務者　安達　慎吾
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９３号
札幌市厚別区厚別西４条１丁目10番４―405号
債務者　佐藤　寛正
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２１号
札幌市南区澄川３条１丁目９番58号　リバータウン201号
債務者　渡邊　雅己
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５９号
札幌市厚別区厚別南２丁目４番10号　スカイラーク205号
債務者　有坂　智子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５号
北海道士別市西１条10丁目389番地17
債務者　石川　弘
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第２号
北海道稚内市声問３丁目17番21号
債務者　岩槻　一美
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第４号
北海道天塩郡天塩町字オヌプナイ5511番地の18
債務者　木村　陽介
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第１８号
埼玉県富士見市関沢３丁目11番40号　フルーヴ’92―102、前住所埼玉県入間市扇町屋１丁目４番８号　扇町屋ドミトリー205
債務者　各務　伸一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部